

# コロナに強い社会へ： 「北海道スタイル」構築に向けた 支援策ガイドブック



北 海 道

2021. 7. 6 時点版

コロナ支援策ガイドブックの最新版はこちら



(表紙～P9)



(P10～P27)



(P28～P38)



(P39～P52)

# 目次

## 第1章 「新北海道スタイル」関連支援策

		ページ
1. 「新北海道スタイル」について	更新	2~4
2. 事業者向け支援施策		
(1) 支援金		
①道特別支援金	更新	5~8
②酒類販売事業者特別支援金支給事業	更新	9
③令和3年度感染防止対策協力支援金	更新	10~24
(2) 資金繰り支援		
①中小企業総合振興資金 (新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資)		25~27
②小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 (新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業)		28
(3) 小規模企業に対する伴走型経営支援		
①専門家による中小・小規模事業者への助言・指導 (中小・小規模企業緊急総合支援事業)		29
②ビジネス海外渡航支援事業		
(4) 需要回復に向けた取組への支援		
①プレミアム付商品券の発行支援		30
②宿泊事業者感染防止対策等支援事業	新規	31
③飲食事業者等感染防止対策支援事業		32
④道産食品の消費喚起 (道産食品消費喚起特別割引事業)	更新	
⑤教育旅行支援事業	更新	33
⑥公共交通の需要喚起等に向けた取組 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)	更新	34
⑦北海道コロナ通知システム		35~36
⑧企業・団体の取組事例発信		37
3. 新北海道スタイルの実践に役立つ国の主な支援策		38

## 第2章 その他のコロナ関連支援策

ページ

1. 雇用に関する支援施策	
①【再就職支援】ジョブカフェ・ジョブサロンについて	40
②【再就職支援】離職者向けWeb企業説明会	41
③勤労者福祉資金による生活資金等の融資	42
④給付金付座学・職場研修事業	更新 43
⑤テレワーク機器等の導入支援	更新 44
⑥『北海道短期おしごと情報サイト』	45
⑦北海道海外人材待機費用緊急補助金 (海外人材確保緊急支援モデル事業)	更新 46
⑧北海道異業種チャレンジ奨励金 (異業種チャレンジ奨励事業)	更新 47
2. 税・公共料金関連	
道税の申告期限の延長・納税の猶予等	更新 48
3. 相談窓口	
①経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	49
②テレワークの導入など働き方改革の特別相談窓口	更新 50
③国の助成金に関する申請サポート窓口	51
④新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口	52

# 第1章 「新北海道スタイル」 関連支援策



# 「北海道スタイル」について (1/3)

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「北海道スタイル」です。

## 北海道スタイルとは

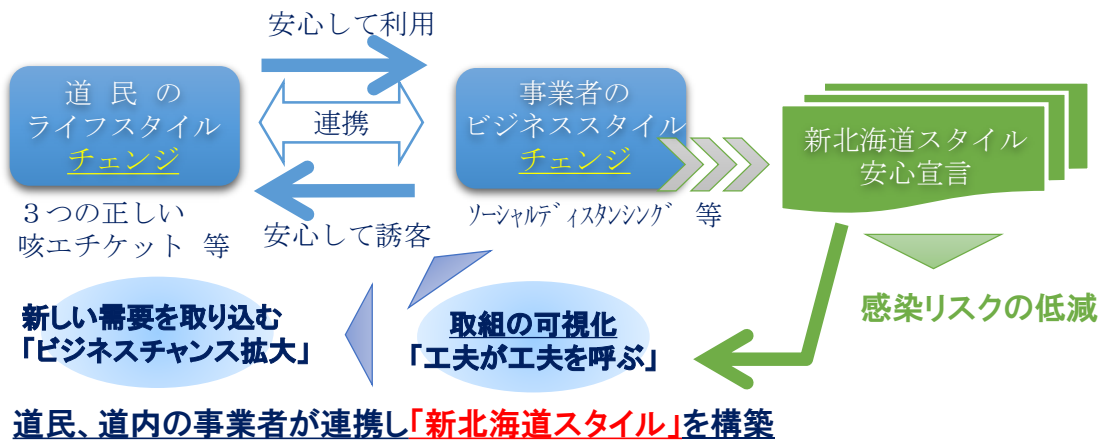
新型コロナウイルスとの闘いが長期化しています。  
 私たちは、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、  
**ライフスタイル、ビジネススタイルを変革**しなければなりません。  
 北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、  
 道民の皆様と事業者の方々が連携しながら、  
 北海道全体で感染リスクを低減させる、  
 そして、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく。  
 それが「**北海道スタイル**」です。  
 道民の皆様が心をついに、コロナと共存する  
 新たなステージの北海道を目指しましょう。

北海道知事 鈴木 直道



## 目指す姿

### 道民と事業者の連携モデル



## 「北海道スタイル」安心宣言 事業者の皆様に取り組んでいただきたい 7つのポイントプラス1

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
  - ・ 一定の距離(2m程度)の確保
  - ・ 間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。

プラス1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを掲示ましょ。

### 「北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、  
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、  
**「7つプラス1の習慣化」**  
 に取り組みましょ！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょ。
2. スタッフの健康管理を徹底ましょ。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
  - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス等
  - ・ 間仕切りなどの活用
  - ・ 人数制限や空席の確保
  - ・ 時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、  
 お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。  
 (感染症対策の可視化(見える化))

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。  
 (店名)○○○○○○○

## 「新北海道スタイル」道民運動の展開

道民と事業者双方が、感染リスクを低減させる  
「新しい生活様式」を实践、可視化



北海道らしいライフスタイル、  
ビジネススタイルとして日常に浸透・定着

### 道民の皆さま



いまは、きよりをとって

手を洗おう

咳エチケット

換気をしよう

北海道コロナ通知システムと接触確認アプリ(COCCA)を活用しよう

密閉 密接 密集

3つの「密」をさげよう

テイクアウトやデリバリーも

オンラインを上手に使おう

いまは、小声で

正しく理解し 思いやりある行動を

### 事業者の皆さま



マスク着用・手洗いを徹底します

健康管理を徹底します

こまめに換気します

消毒・洗浄します

一定の距離をとっています

お客様へ咳エチケット・手洗いをお願いします

取組をお知らせします

北海道コロナ通知システムと接触確認アプリ(COCCA)をお客様にお知らせします

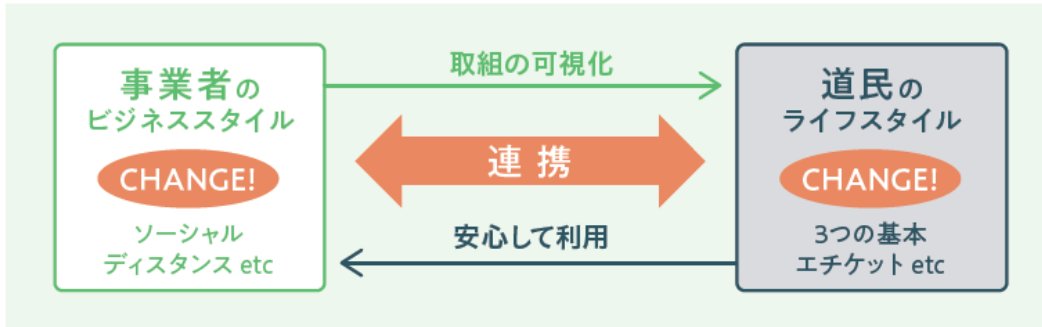
### 【具体的な取組】

- PR活動  
(新聞広告、動画配信、ポスター・チラシ作成等)
- 取組の可視化促進  
(感染症対策関連データの見える化、ステッカー作成・配布)
- 「新北海道スタイル」推進協議会の運営等
- 北海道コロナ通知システムの普及促進 (詳細はP35)

# 「新北海道スタイル」について (3/3)

## 「新北海道スタイル」取組事業者の皆さまへのステッカーの配布の方法を変更します

「新北海道スタイル」を実践する施設・店舗等であることが利用者に一目でわかるよう、道のホームページ上でステッカーをダウンロード・印刷していただく方法に変更します。詳細については現在準備中のため、今しばらくお待ちください。



(デザインは変更となる場合があります。)

## 新北海道スタイル推進協議会の会員を募集しています

「新北海道スタイル」を北海道全体で実践し、定着を進めていくことを目的として、「新北海道スタイル推進協議会」を設立しました。「新北海道スタイル」を一緒に取り組んでいただける方、興味や関心をお持ちの方であれば、事業者や団体、個人、行政機関等どなたでも入会できます。会員の皆様には、「新北海道スタイル」の取組事例など、実践にあたって参考となる情報をお知らせしています。

多くの皆様とともに、情報の共有を通じた新たな工夫や取組を創出し、「新北海道スタイル」の内容をさらに充実させ、取組の輪を広げていきたいと考えています。

詳しい情報ははこちらから



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostylecouncil.htm>

## 感染症対策等関連データの見える化について

道では、感染拡大防止のため、人と人との接触機会の低減や、マスクや手洗いなどの基本的な感染防止行動の徹底に向けた対策を講じており、その効果を把握する指標の一つとして、道内各地の人出の状況や人流の多い地点でのマスクの着用状況等を「新北海道スタイル」のホームページで公表しています。

これらのデータを、リアルタイムに、わかりやすくお伝えし、いつでも確認できるようにすることで、道民の皆様にも、感染症対策の現状や感染防止行動を改めて意識していただき、今まで以上に、「自分ごと」として、感染拡大防止に向けて取り組んでいただきたいと考えています。

詳しい情報ははこちらから



<https://newhokkaidostyle.jp>

### 【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企画調整担当  
TEL : 011-206-0287

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

右QRコードからも



## 道特別支援金の対象イメージについて

### ★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金A」とします

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

### ★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設けます

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月 の影響	<b>【国の一時支援金】</b> <b>法人上限60万円</b> <b>個人上限30万円</b> 受付終了	国の一時支援金の対象とならない方 （国に申請していない方を含む） <b>【道特別支援金A】</b> （従来の道特別支援金） <b>法人20万円</b> <b>個人10万円</b> 8月31日まで 受付中
令和3年度 4月以降 の影響	<b>【国の月次支援金】</b> <b>法人上限20万円</b> <b>個人上限10万円</b> 6月16日から受付(4・5月分) 7月1日から受付(6月分) 8月1日から受付(7月分) ※酒類販売又は酒類製造事業者の方は道の <u>上乗せ支給(P.9参照)もご確認ください。</u>	<b>【道特別支援金B】</b> <b>法人10万円</b> <b>個人5万円</b> 7月2日受付

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。  
 ※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。  
 ※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。  
 ※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。



2021年4月以降、時短や外出自粛等の影響を受けた  
道内事業者の皆様へ

## 国の月次支援金

中小法人等 上限 **20**万円 個人事業者等 上限 **10**万円

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様への支援  
【国の月次支援金】

2021年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等の皆様に給付されるものです。

**要件1** 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(※1)に伴う

「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響  
を受けていること(※2)

- ※1 4月 東京都・大阪府・京都府・兵庫県・宮城県・神奈川県・埼玉県・千葉県・愛知県・沖縄県  
(北海道内の事業者も申請可能です。特に、旅行関連事業者は、申請に必要な書類が大幅に簡素化される予定です。)  
5月・6月・7月 北海道を含む都道府県が対象措置実施都道府県となりました。より幅広い事業者も申請可能となります。  
※2 休業・時短営業に伴う協力金の支給対象となっている事業者の皆様は対象外です。  
(札幌市以外の協力金支給事業者は、要件を満たせば4月については月次支援金の支給対象となり得る場合があります。)

**要件2** 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で、**50%以上減少**

**給付額** 【中小法人等】上限 **20**万円/月 【個人事業者等】上限 **10**万円/月

**申請受付期間** 4・5月分：2021年**6月16日**～**8月15日**  
6月分：2021年**7月1日**～**8月31日** 7月分：2021年**8月1日**～**9月30日**

● **国の相談窓口**にご相談、お問い合わせください

**ホームページ** URL：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

**相談窓口** TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479 (※通話料がかかります)

2020年11月～2021年3月の間(A)、2021年4月～7月の間(B)、  
時短にご協力いただいた飲食店等との取引がある事業者様や、北海道内の  
外出・往来自粛等による影響を受けた事業者様は

国一時支援金と  
併給できません

**道特別支援金 A**

中小法人等 **20**万円  
個人事業者等 **10**万円

※4月から受付を開始している道特別支援金と同じものです

国月次支援金と  
併給できません

**道特別支援金 B**

中小法人等 **10**万円  
個人事業者等 **5**万円

※7月から受付を開始する別枠の道特別支援金です

**ぜひ、ご活用ください**

国の月次支援金を受給された酒類販売又は酒類製造事業者の方は道の上  
乗せ支給(P9参照)についてもご確認ください。

国の一時支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

## 道特別支援金 A

※4月から受付している道特別支援金と同じものです

道内事業者の皆様へ  
道特別支援金  
時短・外出自粛等による影響緩和

### 概要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様にも経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

### 要件1

#### ① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり  
など、飲食業に提供される財・サービスの  
供給者

または

#### ② 外出・往来の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理  
美容関係、札幌市以外や昼間営業の飲食店な  
ど、人流減少の影響を受けた事業者

### 要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が  
対前年または前々年同月比で50%以上減少

※1：比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

(例) 2020年4月～12月に創業した方など

### 給付額

中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

### 申請受付期間

2021年4月1日～8月31日

### お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

(平日のみ)

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：札幌市内の2020年11月から2021年2月28日までの時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金Aは国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

国の月次支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

## 道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ  
道特別支援金  
時短・外出自粛等による影響緩和

### 概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

### 要件1

#### ① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり  
など、飲食業に提供される財・サービスの  
供給者

または

#### ② 外出・往來の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理  
美容関係、昼間営業の飲食店など、人流減少  
の影響を受けた事業者

### 要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が  
対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少

- ※ 売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施予定
- ※ 仮に、緊急事態措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

### 給付額

中小法人等 10万円  
個人事業者等 5万円

### 申請受付期間

(郵送) 7月2日(金)～9月30日(木)  
(WEB) 7月7日(水)～9月30日(木)

### お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL: 011-351-4101  
受付時間 8:45～17:30 ※平日のみ(7月は土日祝日も対応)

注1: 要件1の①について、時短対象飲食店等(2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者)との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2: 要件1の②について、道内の外出・往來自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3: 道特別支援金Bは道特別支援金Aとの併給が可能です。

注4: 2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注5: 道特別支援金Bは国の月次支援金の受給者は申請出来ません。(重複受給は不可)

# 酒類販売事業者特別支援金支給事業

緊急事態措置等に伴う飲食店への酒類提供停止等の影響により、売上が大きく減少する酒類販売業者に支援金を支給します（国の月次支援金への上乗せ支給です）。

## 事業概要

区 分	内 容
対 象 者	酒税法に規定する酒類販売又は酒類製造の免許を受けている事業者 ※北海道内に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置が適用された月（R3.5～6月）の売上が、対前年又は前々年の同月比50%以上減少しており、当該月に係る国の月次支援金を受給していること</li> <li>・緊急事態措置により酒類提供停止の要請等が行われた特定措置区域【※】の飲食店（要請に応じた店）と直接・間接の取引があること</li> <li>・当支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 特定措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</p> </div>
支 給 対 象 額	売上減少額（対前年度又は前々年度）－ 国の月次支援金給付額 ※国の月次支援金については、P6をご参照ください
上 限	法人：20万円/月、個人事業者：10万円/月 ※道特別支援金Bとの重複受給不可
参 考	国の月次支援金については、P6をご参照ください。

### 【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課商業振興係 TEL：011-204-5341

北海道が飲食店や大規模施設等を対象に要請した休業や時間短縮営業等にご協力いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施される事業者を対象に支援します。

協力要請支援金

※詳細はHPをご確認ください

要請内容や支援金の詳細は表の右にお示ししている各ページをご参照ください。

区分・名称	対象地域	業種	4月	5月	6月	7月	8月			
令和3年度 感染防止対策 支援金	札幌市内 全域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請 4/27	5/11	5/12	受付中		8/31	参照ページ P11	
まん延防止 協力支援金	札幌市内 全域	飲食店 カラオケ店 結婚式場		要請 5/12	5/15	5/16	受付中		8/31	参照ページ P12
協力支援金  5月16日～ 5月31日の 「北海道における 緊急事態措置に ついて」	特定措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場		要請	受付中				参照ページ P13	
	措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場		要請	受付中				参照ページ P14	
	特定措置 区域	大規模施設等 (1,000㎡超) テナント等		要請 5/16	5/31	6/1	受付中		8/31	参照ページ P15
協力支援金  6月1日～ 6月20日の 「北海道における 緊急事態措置に ついて」	特定措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場			要請 6/1	受付中			参照ページ P17	
	措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場			要請 6/1	受付中			参照ページ P18	
	特定措置 区域	大規模施設等 (1,000㎡超) テナント等			要請 6/1	6/20	6/21	受付中		8/31

対象市町村

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

上記以外の地域

協力支援金  6月21日～ 7月11日の 「北海道における まん延防止等重 点措置について」	措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請	7/12 受付開始				参照ページ P21	
	経過 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請	7/12 受付開始				参照ページ P22	
	措置 区域	大規模施設等 (1,000㎡超) テナント等	要請	7/12 受付開始		6/21	7/11	7/12	8/31

対象市町村

措置区域

札幌市

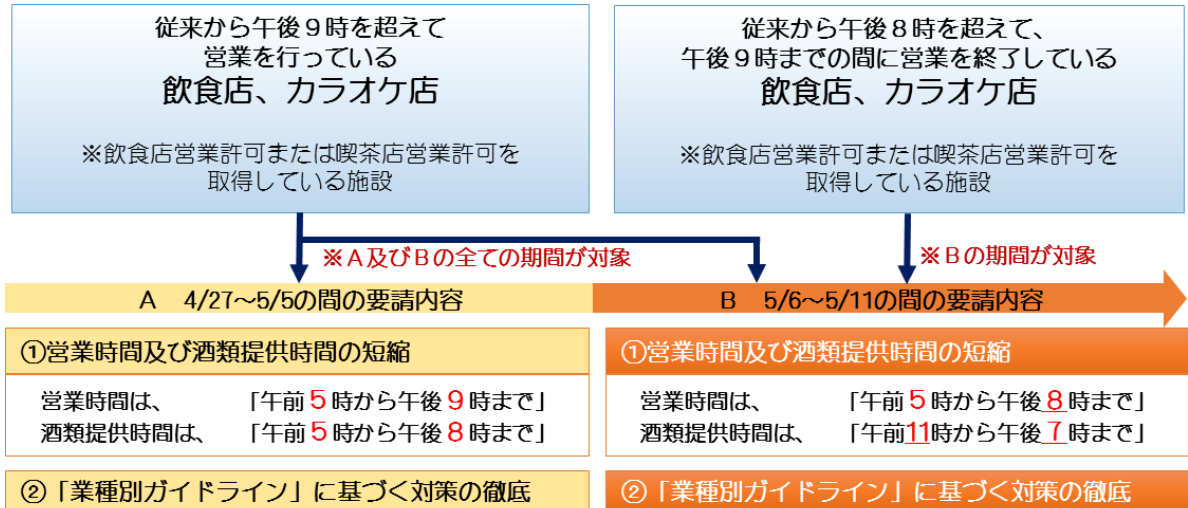
経過区域

江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

## 令和3年度感染防止対策支援金

- 要請期間：令和3年4月27日（火）～令和3年5月11日（火）  
※遅くとも令和3年4月29日（木）からご協力いただくことが必要です。
- 要請対象区域：札幌市

### 要請対象施設・内容：



- 支援金：全期間要請に応じていただいた場合、企業規模や前年度若しくは前々年度売上高等に応じて支援金を支給します。支給要件や支援金額の詳細はホームページをご確認ください。

対象施設	要請期間	支援金額（1店舗1日あたり）	
		中小企業	大企業
従来から午後9時を超えて 営業を行っている飲食店、 カラオケ店 ※1	4/27 ？ 5/11	【4/27～5/5の期間】 2万5千円から7万5千円 (売上高の3割をもとに計算)	【4/27～5/5の期間】 20万円又は売上高の3割が上限 (売上高減少額の4割をもとに計算)
		【5/6～5/11の期間】 3万円から10万円 (売上高の4割をもとに計算)	【5/6～5/11の期間】 上限20万円 (売上高減少額の4割をもとに計算)
従来から午後8時を超えて、 午後9時までの間に営業を 終了している飲食店、 カラオケ店 ※2	5/6 ？ 5/11	3万円から10万円 (売上高の4割をもとに計算)	上限20万円 (売上高減少額の4割をもとに計算)

※1 4月27日から開始した午後9時までの営業時間短縮等の要請について対象となる事業者は、遅くとも4月29日から全ての期間に要請に協力していただくことが必要。

※2 5月6日から開始した午後8時までの営業時間短縮等の要請について新たに対象となる事業者は、遅くとも5月8日から全ての期間に要請に協力していただくことが必要。

- 申請期間：令和3年5月12日（水）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】  
※受付期間が延長されました。
- 申請方法：郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）  
【郵送先】〒060-8792 令和3年度 感染防止対策協力支援金事務局

- 専用ダイヤル **【 お問い合わせ 】**  
開設時間 8：45～17：15（平日のみ）  
電話番号 011-330-8396
  - ホームページ  
(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>)

## まん延防止協力支援金

■ 要 請 期 間：令和3年5月12日（水）～令和3年5月15日（土）

※令和3年5月12日（水）からご協力いただくことが必要です。

■ 要請対象区域：札幌市

### ■ 対象施設

【飲食店】飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

【遊興施設】バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

### ■ 要請内容と支援金

#### ①営業時間及び酒類提供時間の短縮

営業時間 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間 終日行わないこと（利用者による酒類の店舗持込を含む）

#### ②次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・カラオケ設備の利用を自粛する（カラオケボックスにおけるカラオケ設備を除く）</li> </ul>
------------	---

支給要件	<p><b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b></p> <p>※5月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご留意ください。</p> <p>※以前から午後8時までに閉店している店舗は支給対象外となります。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、<b>1店舗毎に3～10万円/日</b> (売上高の4割をもとに計算)</li> <li>●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円</b> (売上高の減少額の4割をもとに計算)</li> </ul>
受付期間	<p>令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（木）まで【消印有効】</p> <p>※受付期間が延長されました。</p> <p>※令和3年5月12日から5月31日の要請期間中に「まん延防止等重点措置」から「緊急事態措置」への移行がありましたが、当該期間においては一括で申請受付が可能です。</p>
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）</p> <p>【郵送先】〒060-8792 令和3年度 感染防止対策協力支援金事務局</p>
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 専用ダイヤル 開設時間 8：45～17：15（平日のみ） 電話番号 011-330-8396</li> <li>■ ホームページ (<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/manenboshi.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/manenboshi.html</a>)</li> </ul>

**緊急事態措置協力支援金【特定措置区域】**

- **要請期間**：令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）  
※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市
- **対象施設**

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）  
 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店  
 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  
 ※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **休業・営業時間の短縮・酒類提供及びカラオケ設備の停止**

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店	<b>休業</b> ※利用者による酒類の店内持込を含みます。 ※お酒カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮（午前5時～午後8時）等の対象です。
上記以外の飲食店等（宅配・テイクアウトを除く）	<b>午前5時から午後8時までの営業時間の短縮</b>

② **次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請**

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> </ul>
------------	---

支給要件	<p><b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b>          ※5月19日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。          ※以前から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない施設は支給対象外となります。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>中小企業・個人事業者</b> 1店舗1日当たりの売上高に応じて、<b>1店舗毎に4～10万円/日</b> （売上高の4割をもとに計算）</li> <li>● <b>大企業</b> 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円/日</b> （売上高の減少額の4割をもとに計算）</li> </ul>
受付期間	<p>令和3年6月1日（火）～令和3年8月31日（火）【消印有効】          ※札幌市の受付期間も、令和3年8月31日（火）まで延長されました。</p>
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）          所在する各市町村への申請となりますので下記ホームページをご参照ください。</p>
問合せ	<p>《札幌市》 011-330-8396 受付時間 8:45～17:15          《旭川市》 011-330-8235 受付時間 8:45～17:15(6-7月は土日も対応)          《両市以外》 011-350-7377 受付時間 8:45～17:30</p> <p>札幌市 <a href="https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html">https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html</a>          江別市 <a href="https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/90187.html">https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/90187.html</a>          千歳市 <a href="https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21278.html">https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21278.html</a>          恵庭市 <a href="https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kinkyu/corona/shougyou_kigyou/12523.html">https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kinkyu/corona/shougyou_kigyou/12523.html</a>          北広島市 <a href="https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00141626.html">https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00141626.html</a>          石狩市 <a href="https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html">https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html</a>          当別町 <a href="https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/30649.html">https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/30649.html</a>          新篠津村 <a href="https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000973.html">https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000973.html</a>          小樽市 <a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/</a>          旭川市 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d073214.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d073214.html</a></p>



## 緊急事態措置協力支援金【措置区域】

- 要請期間：令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）  
※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です。
- 要請対象区域：全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外）

### ■ 対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  
※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

### ■ 要請内容と支援金

#### ①営業時間及び酒類提供時間の短縮

営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間	午前11時から午後7時まで（利用者による酒類の店内持込を含む）

#### ②業種別ガイドラインの遵守の要請

支給要件	<b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b> ※5月19日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後8時までに閉店している店舗は支給対象外となります。
支給金額	●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5～7.5万円/日 （売上高の3割をもとに計算） ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、 1店舗毎に20万円又は売上高の3割/日が上限 （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】
送付先	全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外） 〒063-8691 ※住所の記載は不要です 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係 ※石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市については、各市町村へ確認ください。（P●●をご参照ください） ※電子申請は以下のURLで受け付けています。 URL <a href="https://hokkaido-shienkin.jp">https://hokkaido-shienkin.jp</a>
問合せ	【北海道感染防止対策協力支援金コールセンター】 011-350-7377 受付時間 8：45～17：30

# 北海道大規模施設等協力支援金

北海道からの要請にご協力頂いた**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者**の皆様に協力支援金を支給します。

## 概要

- 期間 令和3年5月16日から5月31日まで  
 ※遅くとも5/18から実施。その場合、支援金は応じた日数で計算  
 ※5/19以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。
- 対象地域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設  
 および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮、土日祝日は休業  
 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請に応じていること

## 支援金額 (主なもの)

- 大規模施設等  
 $1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$   
 ※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。  
 <10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>  
 $\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$
- テナント等  
 $100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$   
 注 100㎡未満は2万円/日  
 ※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。  
 ※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間  
 (道の要請を超えた各施設独自での時短・休業部分は対象になりません)

## 申請受付

郵送申請  
 または  
 電子申請

令和3年6月1日から8月31日まで

## お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377

受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで

# 営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

## (1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	<p>◆平日は、営業時間を5～20時まで、 土日祝日は、休業とする。</p> <p>◆入場者の整理誘導等を徹底する。</p> <p>◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
運動遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

## (2) イベントに準じた取扱いを要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム など	<p>◆1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時 (映画上映を含むイベント開催の場合は21時) までとする。</p> <p>◆入場者の整理誘導等を徹底する</p> <p>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
集会展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	

## 申請に必要な書類

### 【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び  
休業面積が確認できる書類  
※10以上のテナントを有する場合  
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び  
休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

### 【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが  
確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間  
短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

## その他

大規模施設の運営事業者の皆さまより事前にテナントリストなどの提出をいただくことで、テナント事業者の皆様の申請手続きを簡素化する制度を導入しています。

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。  
HP→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top.htm>

**緊急事態措置協力支援金【特定措置区域】**

■ **要請期間**：令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）

※令和3年6月1日（火）からご協力いただくことが必要です。

■ **要請対象区域**：石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市

■ **対象施設**

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **休業・営業時間の短縮・酒類提供及びカラオケ設備の停止**

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店

**休業**

※利用者による酒類の店内持込を含みます。

※お酒カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮（午前5時～午後8時）等の対象です。

上記以外の飲食店等（宅配・テイクアウトを除く）

**午前5時から午後8時までの営業時間の短縮**

② **次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請**

実施する感染防止対策

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

支給要件	<p><b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b></p> <p>※6月2日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご留意ください。</p> <p>※以前から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない施設は支給対象外となります。</p>
支給金額	<p>● <b>中小企業・個人事業者</b>（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります。 1店舗1日当たりの売上高に応じて、<b>1店舗毎に4～10万円/日</b> （売上高の4割をもとに計算）</p> <p>● <b>大企業</b> 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円/日</b> （売上高の減少額の4割をもとに計算）</p>
受付期間	<p>令和3年6月21日（月）～令和3年8月31日（火）【消印有効】</p> <p>※札幌市の受付期間も、令和3年8月31日（火）まで延長されました。</p>
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください） 所在する各市町村への申請となりますので下記ホームページをご参照ください。</p>
問合せ	<p>《札幌市》 011-330-8396 受付時間 8:45～17:15</p> <p>《旭川市》 011-330-8235 受付時間 8:45～17:15(6月・7月は土日も対応)</p> <p>《両市以外》 011-350-7377 受付時間 8:45～17:30</p> <p>札幌市 <a href="https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kinkyu_0601-0620.html">https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kinkyu_0601-0620.html</a></p> <p>江別市 <a href="https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/90187.html">https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/90187.html</a></p> <p>千歳市 <a href="https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21227.html">https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21227.html</a></p> <p>恵庭市 <a href="https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/keizaibu/shokorodoka/shogyo_chushokigyo/1/12687.html">https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/keizaibu/shokorodoka/shogyo_chushokigyo/1/12687.html</a></p> <p>北広島市 <a href="https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00141626.html">https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00141626.html</a></p> <p>石狩市 <a href="https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html">https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html</a></p> <p>当別町 <a href="https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/30649.html">https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/30649.html</a></p> <p>新篠津村 <a href="https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000990.html">https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000990.html</a></p> <p>小樽市 <a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/</a></p> <p>旭川市 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d073214.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d073214.html</a></p>

**緊急事態措置協力支援金【措置区域】**

- **要請期間**：令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）  
※令和3年6月1日（火）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外）

■ **対象施設**

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  
※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **営業時間及び酒類提供時間の短縮、カラオケ設備の提供停止**

営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間	午前11時から午後7時まで（利用者による酒類の店舗持込を含む）
カラオケ設備提供	飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない

② **業種別ガイドラインの遵守の要請**

支給要件	<b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b> ※6月2日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後8時までに閉店している施設は支給対象外となります。
支給金額	●中小企業・個人事業者（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります。 1店舗1日当たりの売上高に応じて、 <b>1店舗毎に2.5～7.5万円/日</b> （売上高の3割をもとに計算） ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、 <b>1店舗毎に20万円又は売上高の3割/日が上限</b> （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	令和3年6月21日（月）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】
送付先	全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外） 〒063-8691 ※住所の記載は不要です 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係 ※石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市については、各市町村へ確認ください。 ※現在、電子申請の準備をしておりますので、詳細が固まり次第、お知らせします。 開始予定日：令和3年7月16日（金）
問合せ	【北海道感染防止対策協力支援金コールセンター】 <b>011-350-7377</b> 受付時間 8：45～17：30

# 北海道大規模施設等協力支援金

北海道からの要請にご協力頂いた**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者**の皆様に協力支援金を支給します。

## 概要

- 期間 令和3年6月1日から6月20日まで  
※令和3年6月1日（火）からご協力いただくことが必要です。
- 対象地域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設  
および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮、土日祝日は休業  
※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請にしていること

## 支援金額 (主なもの)

- 大規模施設等  
 $1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$   
※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。  
<10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>  
 $\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$
- テナント等  
 $100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$   
注 100㎡未満は2万円/日  
※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。  
※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間  
(道の要請を超えた各施設独自での時短・休業部分は対象になりません)

## 申請受付

郵送申請 令和3年6月21日から8月31日まで  
※電子申請については、7月16日（金）開始予定です。

## お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377  
受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで

# 営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

## (1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	<p>◆平日は、<u>営業時間を5～20時まで、土日祝日は、休業とする。</u></p> <p>◆<u>入場者の整理誘導等を徹底する。</u></p> <p>◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

## (2) イベントに準じた取扱いを要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	<p>◆<u>1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時（映画上映を含むイベント開催の場合は21時）までとする。</u></p> <p>◆<u>入場者の整理誘導等を徹底する</u></p> <p>◆<u>人数上限5,000人かつ収容率50%以内</u></p> <p>◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
集会 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル 旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	

## 申請に必要な書類

### 【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び休業面積が確認できる書類  
※10以上のテナントを有する場合  
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

### 【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

## その他

大規模施設の運営事業者の皆さまより事前にテナントリストなどの提出をいただくことで、テナント事業者の皆様の**申請手続きを簡素化する制度を導入しています。**

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。  
HP→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top06.htm>

**まん延防止等重点措置協力支援金【措置区域】**

■ **要請期間**：令和3年6月21日（月）～令和3年7月11日（日）  
 ※遅くとも令和3年6月23日（水）からご協力いただくことが必要です。

■ **要請対象区域**：札幌市

■ **対象施設**

- 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  
 ※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **営業時間及び酒類提供時間、カラオケ設備の提供停止**

営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 （利用者による酒類の 店内持ち込み含む）	午前11時から午後7時まで（一定の要件※を満たす店舗） （要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。） ※同一グループの来店は、原則4人以内、アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
カラオケ設備提供	飲食を主として業としている店舗等では、 <b>カラオケ設備の利用を行わない</b>

② **次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請**

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> </ul>
------------	---

支給要件	<p><b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b></p> <p>※6月24日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。          ※以前から午後8時までに閉店している施設は支給対象外となります。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業・個人事業者（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります。  <u>1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に3～10万円/日</u>              （売上高の4割をもとに計算）</li> <li>●大企業  <u>1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</u>              （売上高の減少額の4割をもとに計算）</li> </ul>
受付期間	要請期間終了後から開始する予定。（決まり次第お知らせします。）
送付先	郵送にて受付予定。（決まり次第お知らせします。）
問合せ	《札幌市》 <b>011-330-8396</b> 受付時間 8:45～17:15



# 令和3年度感染防止対策協力支援金（11/12）

## まん延防止等重点措置協力支援金【経過区域】

- **要請期間**：令和3年6月21日（月）～令和3年7月11日（日）  
※遅くとも令和3年6月23日（水）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

### ■ 対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  
※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

### ■ 要請内容と支援金

#### ① 営業時間及び酒類提供時間、カラオケ設備の提供停止

営業時間	午前5時から午後9時まで
酒類提供時間	午前11時から午後8時まで（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）
カラオケ設備提供	飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない

#### ② 次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる（以下、協力依頼）</li> </ul> <p>※同一グループの入店は、原則4人以内、新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）</p>
------------	--

支給要件	<p><b>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</b></p> <p>※6月24日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後9時までに閉店している施設は支給対象外となります。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業・個人事業者（※）売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります。 1店舗1日当たりの売上高に応じて、<b>1店舗毎に2.5～7.5万円/日</b> （売上高の3割をもとに計算）</li> <li>●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に20万円又は売上高の3割/日が上限</b> （売上高の減少額の4割をもとに計算）</li> </ul>
受付期間	要請期間終了後から開始する予定。（決まり次第お知らせします。）
送付先	郵送にて各市町村で受付予定。（決まり次第お知らせします。）
問合せ	<p>《旭川市》 011-330-8235 受付時間 8:45～17:15(7月は土日も対応)</p> <p>《上記以外》 011-350-7377 受付時間 8:45～17:30</p>

# 北海道大規模施設等協力支援金

北海道からの要請にご協力頂いた**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者**の皆様に協力支援金を支給します。

## 概要

- 期間 令和3年6月21日から7月11日まで  
※令和3年6月21日（月）からご協力いただくことが必要です。
- 対象地域 札幌市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設  
および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮  
※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請に応じていること

## 支援金額 （主なもの）

- 大規模施設等  

$$1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{時短日数}$$

※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。  
 <10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>  

$$\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{時短日数}$$
- テナント等  

$$100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{時短日数}$$

注 100㎡未満は2万円/日  
 ※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。  
 ※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間  
 （道の要請を超えた各施設独自での時短・休業部分は対象になりません）

## 申請受付

要請期間終了後から開始する予定です。  
（決まり次第お知らせします。）

## お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377  
 受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで

# 営業時間短縮の対象となる大規模施設

## (1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	<p>◆営業時間を5～20時までとする。</p> <p>◆入場者の整理誘導等を徹底する。</p> <p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

## (2) イベントに準じた取扱を要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	<p>◆1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時（映画上映を含むイベント開催の場合は21時）までとする。</p> <p>◆入場者の整理誘導等を徹底する</p> <p>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
集会 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル 旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	

## 申請に必要な書類

### 【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び休業面積が確認できる書類  
※10以上のテナントを有する場合  
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

### 【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

## その他

大規模施設の運営事業者の皆さまより事前にテナントリストなどの提出をいただくことで、テナント事業者の皆様への申請手続きを簡素化する制度を導入します。

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。  
HP→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top06s.htm>

# 中小企業総合振興資金（1/3）

## （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
- 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）

### 1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）																				
融 資 対 象 者	<p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p>																				
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）																				
融 資 金 額	2億円以内																				
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）																				
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)																			
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります																				
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします																				
保 証 料 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">経営安定関連保証適用の場合</th> <th rowspan="2">危機関連保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th>セ-ファイネット4号</th> <th>セ-ファイネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の保証</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.70%</td> </tr> <tr> <td>無担保保険適用の保証</td> <td>年0.68%</td> <td>年0.58%</td> <td>年0.68%</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険適用の保証</td> <td>年0.48%</td> <td>年0.41%</td> <td>年0.48%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）</p>			区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合	セ-ファイネット4号	セ-ファイネット5号	普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%	無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%	特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%
区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合																		
	セ-ファイネット4号	セ-ファイネット5号																			
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%																		
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%																		
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%																		

# 中小企業総合振興資金（2／3）

## （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

### 2. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
融資対象者	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの。  （1）中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 （新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）  （2）中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 （売上高減少率等が15%以上のものに限る）  （3）中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 （新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
資金使途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融資金額	4,000万円以内（従来型（2億円）の内数）
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします（伴走支援型特別保証制度対応）
保証料率	0.2%（通常保証料率0.85%。）※差額は国が補助。
取扱期間	令和3年5月10日から令和4年3月31日まで
備考	中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。  保証料率は、国が一部を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%となります。

### 3. 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）

中小企業者等へ円滑な資金供給が図られるよう、政府系金融機関との協調融資を実施しています。

**【融資対象】** 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けようとする中小企業者等

**【融資金額】** 4億円以内


**【融資期間】** 1年超15年以内（うち据置5年以内）

**【融資利率】** 金融機関所定の利率

**【信用保証】** すべて保証協会の保証（経営改善サポート保証）付きとします  
（本貸付による融資総額のうち保証付き融資金額50%以内）

**【保証料率】**

- 経営者保証免除対応適用の場合  
経営状況に応じて年1.0%～1.2%
- 上記以外の場合  
経営状況に応じて年0.8%～1.0%

}  国の補助により  
**年0.2%**

**【取扱期間】** 令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、セーフティーネット保証・危機関連保証を利用する方（市町村認定を受けた方）又は企業体質強化貸付の申込みについては、「直接申込み」が可能となっています。

#### 【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分  
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

### 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

#### 【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P49.51.52ご参照）

# 小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 ～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、**道が1/12を上乗せ支援**することにより、**事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減**し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

**道への申請受付は令和3年2月26日で終了しましたが、関係書類が整わず申請できなかった方々に対して、4月からも申請を受け付けています。**

## 制度概要

### 【道の上乗せ支援の対象となる小規模事業者持続化補助金】

令和2年（2020年）に申請した次の2種類が対象です（これから申請する場合は非対象です）。  
なお、事業再開枠分については補助対象外です。

小規模事業者 持続化補助金の種類	令和元年度補正予算 ＜一般型＞	令和2年度補正予算 ＜コロナ特別対応型＞
道の上乗せ支援の 対象となる事業者	<b>第1回</b> （令和2年3月31日締切）及び <b>第2回</b> （同年6月5日締切）分に採択され、 「 <b>新型コロナウイルス感染症加点の付与</b> 」 を希望した事業者  ※第3回分以降の採択事業者は、 補助対象外です	<b>第1回</b> （令和2年5月15日締切）から <b>第5回</b> （同年12月10日締切）分までに 採択され、「 <b>類型A：サプライチェーンの 毀損への対応</b> 」の取組のみを行った事業者  ※類型B、Cの取組を行った採択事業者は、 補助対象外です
小規模事業者 持続化補助金の 補助率（上限額）	2/3（50万円）	2/3（100万円）

+

+

**道の上乗せ支援の  
補助率（上限額）**

**1/12（6万2,500円）**

**1/12（12万5,000円）**



**事業者の自己負担**

**1/4**

**1/4**

### 【道への申請の流れ】

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定を経て、精算払請求書の提出後に、道へ申請いただくものです。

詳細は  
QRコードから



#### 小規模事業者持続化補助金の手続き

- ①国への申請、事業採択・着手
- ②事業完了、実績報告書提出
- ③補助金確定通知書受領
- ④精算払請求書提出



#### 道の上乗せ支援（補助金）の手続き

- ⑤道への申請
  - ⑥交付（入金）
- ※下記の当該締切日から約1か月後を予定

### 【申請スケジュール】

**4月1日から申請を受け付けています**

毎月末の締切日毎に取りまとめ、審査を経て、道の上乗せ支援の交付決定及び額の確定を行います。  
なお、郵送物の追跡ができ、かつ配達時に受け取り確認ができる方法でお送りください。

第1回：令和3年4月30日(金)	第5回：令和3年8月31日(火)	第9回：令和3年12月28日(火)
第2回： " 5月31日(月)	第6回： " 9月30日(木)	第10回：令和4年 1月31日(月)
第3回： " 6月30日(水)	第7回： " 10月29日(金)	第11回： " 2月28日(月)
第4回： " 7月30日(金)	第8回： " 11月30日(火)	

**※最終申請締切日(必着)**

【お問合せ・申請先】道補助金交付要綱、申請書様式等については北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430\\_covid-19\\_hojyokin.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.htm)

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

# 専門家による中小・小規模事業者への助言・指導 (中小・小規模企業緊急総合支援事業)

感染症により経営に影響を受けている中小・小規模事業者を対象に、資金調達の手法等の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

## 事業概要

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける中小・小規模企業を対象に、課題に応じて必要な**専門家を無料で派遣**し、助言、指導を行います。

### 2 支援対象者

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小・小規模企業

### 3 想定される専門家

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、店舗コンサルティング等

### 4 募集時期

令和3年(2021年)4月5日から令和4年(2022年)2月上旬

## 【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター TEL: 0800-800-2551  
(一般社団法人中小企業診断協会北海道)

## ビジネス海外渡航支援事業

事業活動の維持・継続のためのビジネス海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成します。

## 事業概要

### 1 事業内容

ビジネス活動のための海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成し、道内中小・小規模事業者の事業活動の維持・継続を支援します。

### 2 対象要件

道内中小・小規模事業者 ※別途要件あり。

### 3 対象経費

出入国時に必要となる陰性証明書の取得に必要な新型コロナウイルス感染症に係る検査費用、陰性証明書発行手数料(翻訳料を含む)

### 4 補助率・補助上限額: 1/2 上限額10万円

### 5 申込受付期間: 令和3年5月19日から令和4年2月28日

## 【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課経営支援係 TEL: 011-204-5331



# プレミアム付商品券の発行支援

## 【プレミアム付商品券発行支援事業】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化による影響が深刻化している中、市町村が発行するプレミアム付商品券の発行を支援することにより、地域における消費喚起の取組を市町村と連携して推進します。

## 概要

地域における消費喚起、域内外の消費循環の促進に向け、市町村が発行する「プレミアム付商品券」のプレミアム分に道が上乗せ支援する。※市町村の支援により商工団体等が発行する事業も含む。

## 道のプレミアム率・補助率等

道のプレミアム率：10%以内（市町村が負担するプレミアム率以内）

補助率：10/10以内

※補助申請総額が予算額を上回る場合は補助率を調整し、交付決定します。

## 対象事業

事業実施主体が発行する商品券等にプレミアムを上乗せする事業とする。  
なお、次の条件を付すものとする。

- ・商品券の利用対象は「新北海道スタイル」を実践する店舗とすること。
- ・プレミアム率は道の上乗せを含め、50パーセントを上限とすること。

また、令和3年(2021年)4月1日以降に商品券を発売する事業を対象とする。

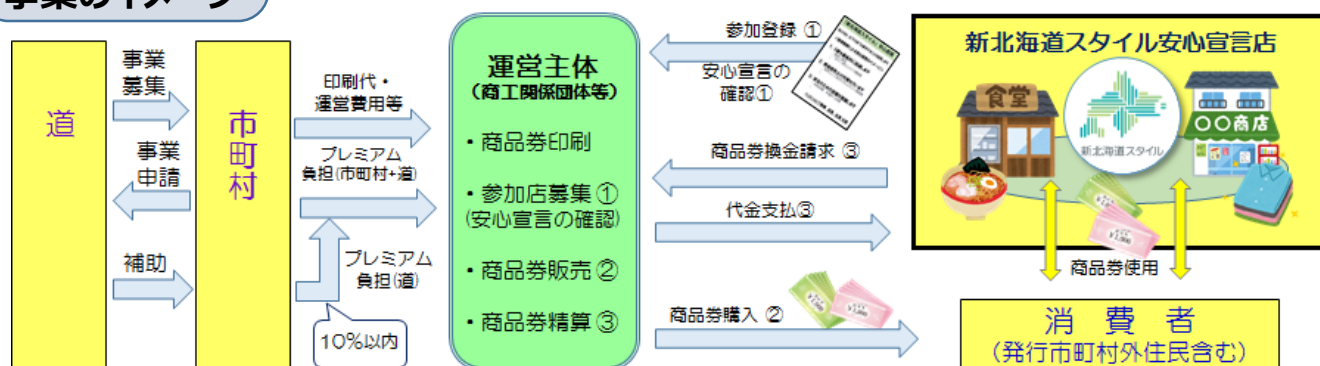
※全住民に配布する給付型の商品券は対象外。

## 募集期間

補助申請受付：令和3年(2021年)4月1日(木)～8月31日(火)

※実績報告の期限は令和4年(2022年)2月15日(火)とします。

## 事業のイメージ



※事業の構築にあたっては、飲食店やレジャー施設等、地域の実情に応じ、特に売上が減少している業種等で優先的に商品券が利用されるよう、配慮をお願いします。

※発行市町村外の住民も購入できるホテル、道の駅など観光スポットでの販売に努めていただくをお願いします。

## 【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課商業振興係 TEL：011-204-5341

- ①感染防止対策の強化の取り組みを支援します！  
 ②ポストコロナを見据えた前向きな取り組みを支援します！

## 事業概要

区 分	内 容								
補助事業者	旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所）								
対象経費	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>感染防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒液、アルコール液</li> <li>・マスク、フェイスシールド</li> <li>・非接触型体温計、体温計</li> <li>・サーモカメラ</li> <li>・間仕切り</li> <li>・亚克力板・透明ビニールシート</li> <li>・自動チェックイン機</li> <li>・空気清浄機 など</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>ポストコロナを見据えた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーケーションの受入体制整備費</li> <li>・マイクロツーリズムの受入体制整備費</li> <li>・バリアフリー ・インバウンド対応</li> <li>・防災・減災 など</li> </ul> </div> </div>								
制度概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">基本額</th> <th style="width: 40%;">上乗せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">上限500万円 1 / 2以内</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用</td> <td style="text-align: center; border: 2px dashed black;">上限250万円 1 / 4以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ひとつの施設につき、特例・通常分合わせて1申請です。          ※通常分は、250万円を上限として、基本額の1 / 2を上乗せして補助（最大750万円、実質補助率3 / 4以内）</p>	区分	基本額	上乗せ	特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1 / 2以内	—	通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用	上限250万円 1 / 4以内
区分	基本額	上乗せ							
特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1 / 2以内	—							
通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用		上限250万円 1 / 4以内							
スケジュール (予定)	<p>募集開始 R3.7.26</p> <p>募集締切 R3.8.20 (先着順ではありません。)</p> <p>採択決定 R3.9.17</p> <p>事業実施・報告 遅くともR3.12.31までに完了し、随時実績報告書を事務局あてに提出します。</p> <p>支援金交付 実績報告書を審査し、その後支給します。</p>								

### 【お問合せ先】

北海道 経済部 観光局 観光振興課 観光地づくり係  
 TEL : 011-204-5303 E-mail : kanko.shien@pref.hokkaido.lg.jp  
 HP : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/R3syukuhakushien.html>

道内の飲食事業者など対面サービスを提供する事業者が行う感染防止対策に必要な経費を支援します。

## 事業概要

区 分	内 容
事業内容	業種別ガイドラインに則した取組を行い、感染防止対策を実施する事業者を支援
対象者	道内の中小企業者のうち、飲食事業者及び対面サービスを提供する事業者
要件	感染症対策eラーニングを受講し、感染症対策計画を策定の上、道の確認を受けた事業者
対象経費	感染症対策に要する機器導入費用(換気設備、CO2センサー、非接触オーダーシステム等)
補助率等	3/4以内(上限 75,000円)

### 【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 TEL：011-204-5331

## 道産食品の消費喚起（道産品消費喚起特別割引事業）

道産食品の消費喚起を図るため、道産食品を扱うアンテナショップなどで利用可能なプレミアム付商品券やネット通販等での割引販売を実施します。

## 事業概要

### 1 プレミアム付商品券の発行

- 名称 プレミアム付どさんこ商品券
- 取扱店舗 北海道どさんこプラザ各店（一部店舗を除く）  
「北海道の物産と観光展」及び「北海道物産展」を開催する道内外百貨店
- 発行内容 1冊につき7千円分（1千円×7枚）を5千円で販売
- 利用期間 令和3年7月10日～令和4年2月13日
- 購入限度 1人3冊まで

### 2 通信割引販売等の実施

- 実施内容 どさんこプラザ・道内外の百貨店の通販サイトやカタログギフト等を活用した道産品の割引販売
- 割引率等 割引率30%
- 実施期間 どさんこプラザWEB：5月6日～  
道内外百貨店：9月頃開始予定

### 【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係 TEL：011-204-5766

# 教育旅行支援事業

道内外の学校が、北海道内において、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に配慮して実施する「新北海道スタイル」に対応した教育旅行を支援します。

## 事業概要

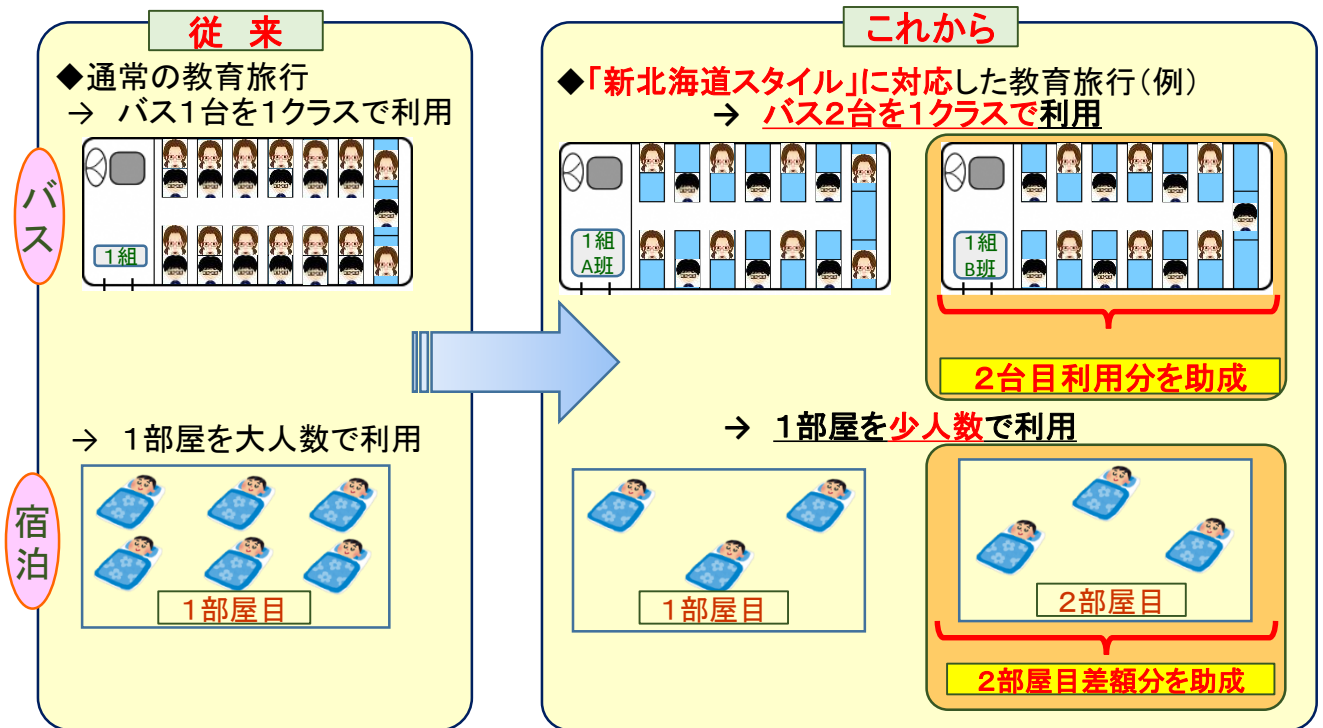
※詳細は、教育旅行支援事務局のHPをご確認ください。(http://hokkaido-syuryo.com/support\_project/)

### < 支援金の内容及び交付額(上限額) >

区分	支援金の内容・交付額	上限額	
(1)バス追加借り上げ支援	通常 1 クラスで 1 台利用する貸切バス等を 2 台に増やして実施する場合の 2 台目の利用等に係る貸切バス等料金の実費(増加経費)	宿泊を伴うもの	1台1日あたり140,000円 ※日数の制限なし
		冬季観光施設を利用する活動(日帰りのもの)	1台1日あたり82,500円
(2)宿泊部屋数増への支援	1 部屋あたりの宿泊人数を減らして実施する場合の部屋数増等に伴う宿泊料金の実費(増加経費)	1人1泊あたり3,000円 ※泊数の制限なし	

- ①令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)2月28日までの間に実施されること。
- ②道内において、見学や体験を実施し、かつ、道内において1泊以上宿泊すること。  
又は、道内の冬季観光施設を利用してスキー、スケート等の活動を行うこと。
- ③支援金交付の対象となる教育旅行について、北海道が実施する他の支援事業等を利用していないこと。

### < 実施イメージ >



### 【お問合せ先】

北海道教育旅行支援事務局

TEL : 011-218-0135

受付時間 10:00~17:00 (年末年始除く)

# 公共交通の需要喚起等に向けた取組 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

## 制度概要

### 【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が販売する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

### 【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

### 【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等  
<割引相当額等>

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

### 【事業実施期間】

令和2年7月～令和3年10月

### 【販売期間】

令和2年7月～ ※新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、「新規」の販売を休止中。

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和3年10月末まで）

### 【事業スキーム】



### 【お問合せ先】

北海道総合政策部交通企画課

TEL：011-204-5333

# 北海道コロナ通知システム（1/2）

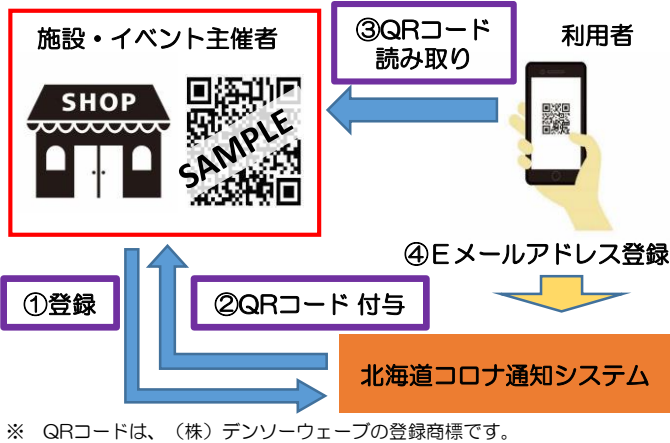
本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスが拡大することを防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスをご登録いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、北海道からEメールでお知らせします。

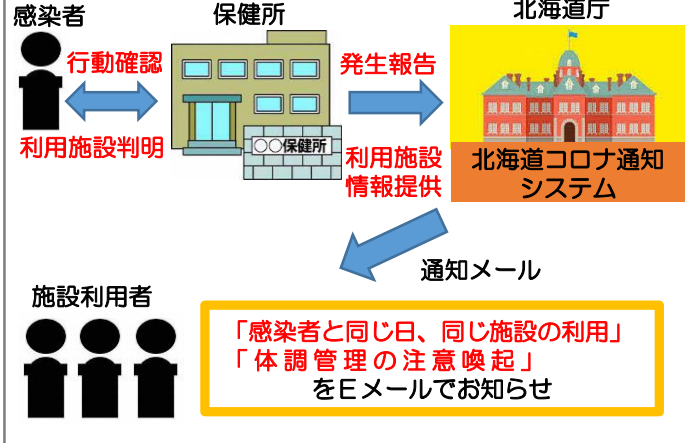
本システムでは、感染者が同じ施設を利用していた可能性が高いものの、どの程度の接触があったかはわかりませんので、ご利用者に感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調に不安のある方は、道庁の相談センターにご相談願います。

## 施設等利用者の登録



## 施設利用者へのお知らせ(フォローアップ)



## 利用者(道民)の皆様

### ○ 利用方法

- ①訪れた施設(会場)等に掲示されたQRコードを読み込んでください。
- ②表示される画面から、Eメールアドレスを登録してください。
- ③登録者と同じ日に同じ施設を感染者が利用していたことが判明した場合に、登録されたEメールアドレスにメッセージが届きます。
- ④メッセージが届いても、感染しているとは限りません。まずは体調管理にご注意いただき、体調悪化時には、相談窓口にご相談ください。  
(北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507)

### ○ 登録するメリット

- ・同じ日、同じ施設の利用者から感染が確認された場合、通知メールが届きますので、安心してご利用いただけます。
- ・お知らせを受け取った方が体調が悪化した場合、相談窓口にご連絡することでスムーズな対応が受けられます。

### ○ お送りするメール文(例)

#### メール文(例)

「新型コロナウイルスに感染した方の行動歴を確認したところ、あなたが訪れていた施設を同じ日に利用していたことが確認された」旨、Eメールでお知らせします。  
本システムでは、同じ施設を利用していても、どの程度近くにおられたかはわかりませんので、あなたに感染の疑いがあるとは限りません。  
まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調の悪化が現れた場合は、道庁の相談センターにご相談願います。

### ○ 注意事項等

- ・QRコードは施設・イベントごとに異なりますので、訪れたそれぞれの施設等で読み込んでください。
- ・以前に利用したことがある施設でも、訪問する度に読み込んでください。(読み込んだ日時を基準に該当者にメッセージをお送りします。)
- ・本システムでは、利用者の氏名・住所・電話番号・GPS位置情報などは取得しません。(メールアドレスのみ管理します。)
- ・登録されたメールアドレスあてに確認メールをお送りします。確認メールが届かない場合は、登録ができていない可能性がありますので、お手数ですが、再度ご登録をお願いします。
- ・北海道からのお知らせメールは「@pref.hokkaido.lg.jp」からお届けします。ドメインによる受信制限等の解除をお願いします。
- ・登録いただいたメールアドレスは、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、登録の2ヶ月後に、システムから消去します。
- ・風評被害を抑制するため、該当施設はお知らせいたしませんのでご了承ください。また、お問い合わせにもお答えできませんのでご了承ください。



## 事業者（店舗・施設・イベントの管理者（主催者））の皆様

### ○ 利用方法

1. 「店舗・イベント・施設QRコード取得フォーム」から施設・イベント等の情報を登録してください。
  - ・生成フォームURL（<https://qc.domingo.ne.jp/group/register>）
2. 取得したQRコードを施設内・会場内に掲示してください。
3. 施設（会場）利用者に、掲示QRコードの読み込みを案内してください。



このボタンをクリックすると生成フォームが開きます。

### 店舗・イベント・施設QRコード生成

こちらは「北海道コロナ通知システム」店舗関係者・イベント主催者様用のご登録ページです。  
下記入力欄に皆様の店舗・イベント・集客施設の情報をご登録をお願いします。  
「登録してQRコードを生成」のボタンを押すと、発行用のQRコードをダウンロードすることができます。

店舗（支店）・イベント・施設名 必須

担当者氏名 必須      連絡先電話番号 必須

担当者メールアドレス 必須

郵便番号 必須

住所 必須

開催期間無し     開催期間有り

利用規約に同意する

登録してQRコードを生成

左の生成フォームに必要事項を入力（6カ所）し、最後に「登録してQRコードを生成」をクリックしてください。

※連絡先・電話番号・郵便番号・住所については、店舗またはイベント主催者の連絡先を入力してください。

※イベントの場合は「店舗・イベント・施設名」欄にイベント名を入力し、「担当者氏名」欄に主催者名と担当者名を入力してください。

「担当者メールアドレス」欄に記入されたアドレスに生成されたQRコードが届きます。

### ○ 登録するメリット

- ・お客様などに安心してご利用いただけます。
- ・感染症対策に積極的に取り組んでいることをPRできます。

### ○ 注意事項等

- ・複数の施設を所有する場合は、施設ごとにQRコードを取得してください。
- ・同一施設内には、同じQRコードをコピーして複数掲示いただけます。
- ・施設利用者（お客様）にEメールでお知らせするメッセージに、施設（会場）名や利用日は記載しません。
- ・いただいた情報については、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

### ○ よくある質問（Q&A）

利用者（道民の皆様）向け

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertQA1.pdf>

事業者（施設管理者・イベント主催者等）向け

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertQA2.pdf>

### 【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企業活動支援担当 TEL：011-206-0289

感染拡大に配慮しつつ、新たな業態への挑戦やITを生かした取組などにより、需要を回復させる企業や団体の取組事例を紹介していますので、参考にいただければ幸いです。

## 制度概要

現在次のような事例を道のHPでご紹介しています。

1. 「新北海道スタイル」／感染予防・拡大防止の取組事例
  - ・家族との面会禁止が続く中、IT技術を活用し、パソコン画面を通じた面会システムを導入。【医療機関】
  - ・事業所内の除菌や消毒を実施するほか、危機管理マニュアルによる感染者発生時の対策、全従業員の安否確認システムを導入。【自動車販売業】
  - ・自社の自動販売機及びディスペンサーへの抗ウイルス・抗菌ガラスコーティングの塗布施工を実施。対象場所は、公共性の高い施設（公共交通機関、病院、福祉施設など）を優先。【飲料製造業】
  - ・館内備品設備の徹底した消毒・洗浄の実施のほか、お客様の健康状態の把握及び感染予防対策をお客様へも協力を依頼。【ホテル業】
  - ・スマートフォン上でチェックインとチェックアウトの手続きができる新システムなどを盛り込んだ「非接触型次世代ホテルオペレーションシステム」を導入。【ホテル業】
  - ・「新北海道スタイル」安心宣言のもと、独自のガイドラインを作成しHPで発信。【ビルメンテナンス業】
2. 消費喚起・販路開拓の取組事例
  - ・フィットネスクラブに来館できない方向けに、自宅でできるフィットネスのオンラインレッスンを実施。【サービス業】
  - ・宿泊用の客室をテレワークの拠点として使ってもらおう特別プランの販売。【ホテル業】
  - ・商工会議所のHPに「緊急在庫処分SOS!」というタイトルの専用ページを立ち上げ、イベント中止や来店客の減少により売上低迷や過剰在庫を抱える企業と消費者などを仲介し、売上回復、販路確保を支援。【経済団体】
3. 北海道IT産業からの提案
  - ・企業経営をサポートする道内IT技術
4. 感染予防・拡大防止のための製品を製造する道内企業
  - ・自社の技術を活かした感染予防や拡大防止のための製品を製造する道内企業の紹介
5. 特集コラム
  - ・個別企業へのインタビュー
6. 注目記事
  - ・規制緩和などの情報
7. 業界団体のガイドライン等

QRコードから



北海道 新型コロナウイルス対策 企業・団体の取組

検索

または

### 【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課

TEL：011-204-5336

掲載内容は随時更新してまいりたいと考えておりますので、掲載を希望する企業、団体等がいらっしゃいましたら、産業振興課までご連絡いただけますと幸いです。



# 新北海道スタイルの実践に役立つ国の主な支援策

国でもさまざまな支援策が用意されており、道支援策と連動してのご活用も可能です。主な支援策を以下にご紹介します。

政府系金融機関による融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 中小企業事業)	融資金額6億円以内。 当初3年間、3億円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-281-5221
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額8,000万円以内。 当初3年間、6,000万円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (商工組合中央金庫)	融資金額6億円以内。 当初3年間、3億円を限度として利子補給により実質無利子化	商工中金コールセンター 0120-542-711
資金繰り その他	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額8,000万円以内。 生活衛生関係(飲食店、理美容業、ホテル・旅館業等)の事業者向け制度。 当初3年間、6,000万円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	生活衛生改善貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額2,000万円以内。 生活衛生関係(飲食店、理美容業、ホテル・旅館業等)の小規模事業者向け無担保・無保証人融資制度。 当初3年間、利子補給により金利引き下げ	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	旅館業・飲食店及び喫茶店を営む事業者向け制度。 融資金額は旅館業が3,000万円以内 飲食店及び喫茶店が1,000万円以内	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
補助金 設備・資材・ソフト導入	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。 【通常枠】 補助率2/3、上限：50万円 【低感染リスク型ビジネス枠】 補助率3/4、上限：100万円	【通常枠】 日本商工会議所 03-6447-2389 北海道商工会連合会 011-251-0102 【低感染リスク型ビジネス枠】 中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業センター 03-6837-5929
	IT導入補助金	業務効率化に活用可。補助率1/2から2/3へ引き上げ。補助額30～450万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業センター 0570-666-424
	ものづくり補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 補助上限：原則1,000万円 補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3 【特別枠(類型A)】2/3 【特別枠(類型B又はC)】3/4	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053
緊急事態宣言の影響緩和に係る月次支援金		月次支援金の詳細 → P6ご参照	

※ほかにも様々な支援策がご用意されております(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

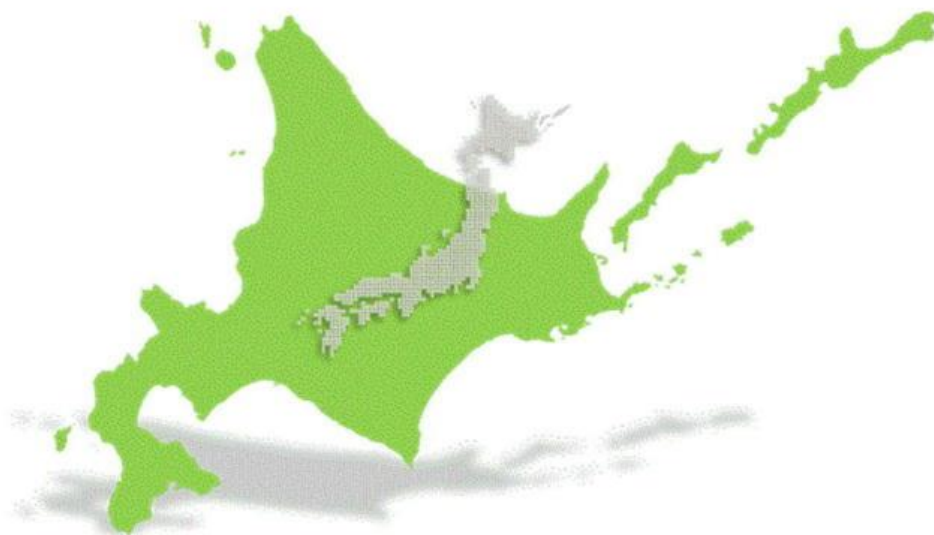
コロナ対策 経済産業省

検索

右QRコードからもご覧いただけます



## 第2章 その他の コロナ関連支援策



# 【再就職支援】 ジョブカフェ・ジョブサロンについて

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道では、新型コロナウイルスの影響等により、離職された方々に向けて、再就職に向けたキャリアカウンセリング等を行っております。失業された場合などは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談いただければ、ワンストップで早期再就職を支援します。

コロナウイルスの影響等で

## 失業をされた皆様へ ジョブカフェ・ジョブサロンで



## お話をうかがいます

◆ 1人で悩まず、まずは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談ください。ワンストップで対応します。

### 活用方法

①キャリア・カウンセリング  
(仕事探しの困りごと)



■ ジョブカフェ・ジョブサロンでは、窓口での相談のほか、メールやスカイプなどWeb相談でも対応しています。(※メール以外要予約)

②キャリアアドバイザーによる  
各種情報等の提供



■ 専門のアドバイザーが皆様の状況に応じ、就職相談や職業訓練の情報提供を行うなど、きめ細かな相談対応を行います。

③応募書類の添削  
面接の対策



■ 模擬面接や応募書類の添削も行っています(Web対応可。模擬面接要予約) Wi-FiやPC、プリンターも利用できます。

<http://www.jobcafe-h.jp>

※Webでのご相談をご希望の方は、HPをご参照ください。

このほか、函館、旭川、釧路、帯広、北見で窓口でのご相談を受け付けております。詳しくは、HPをご参照ください。



【お問合せ先】

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道 TEL : 011-209-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課 TEL : 011-204-5099

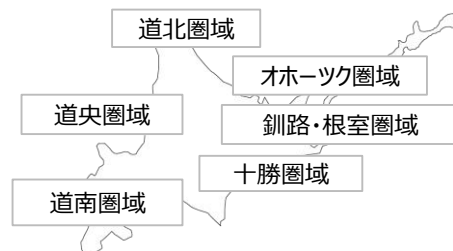
# 【再就職支援】 離職者向けWeb企業説明会

## <道内6圏域においてWeb企業説明会を開催>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方々等の再就職を支援するため、また、感染リスクの低減を図るため、Webによる企業説明会を開催します。
- 企業説明会に参加された求職者には、個別相談等で継続的に支援します。

## 実施内容（予定）

- ZOOMを利用して配信
- リアルタイムで質疑応答を実施
- Web環境が整っていない企業向けに  
～機材の準備、配信環境、資料作成のアドバイスを実施
- 通信環境に不安がある求職者に  
～ジョブカフェ北海道場内（札幌センター・地方拠点）にパブリックビューイングを設置



## 開催圏域・日時・規模（予定）

<b>■ 道央圏域（石狩・空知・後志・胆振・日高の各（総合）振興局管内）</b> ①令和3年7月6日（火）・7日（水）・8日（木） ②令和3年9月7日（火）・8日（水）・9日（木）・10（金）	各 日 10:00～17:00 参加企業 計 160社 参加人数 計 560人
<b>■ 道南圏域（渡島・檜山の各（総合）振興局管内）</b> ①令和3年9月17日（金） ②令和3年10月13日（水）	各 日 13:00～15:00 参加企業 計 20社 参加人数 計 60人
<b>■ 道北圏域（上川・留萌・宗谷の（総合）各振興局管内）</b> ①令和3年9月24日（金） ②令和3年10月14日（木）	各 日 13:00～15:00 参加企業 計 20社 参加人数 計 60人
<b>■ オホーツク圏域（オホーツク総合振興局管内）</b> ①令和3年10月28日（木） ②令和3年11月19日（金）	各 日 13:00～15:00 参加企業 計 17社 参加人数 計 40人
<b>■ 十勝圏域（十勝総合振興局管内）</b> ①令和3年10月27日（水） ②令和3年11月18日（木）	各 日 13:00～15:00 参加企業 計 20社 参加人数 計 40人
<b>■ 釧路・根室圏域（釧路・根室の各（総合）各振興局管内）</b> ①令和3年10月26日（火） ②令和3年11月17日（水）	各 日 13:00～15:00 参加企業 計 15社 参加人数 計 40人

## 【お問合せ先】

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道 TEL：011-209-4510  
 北海道経済部労働政策局雇用労政課 TEL：011-204-5099

# 勤労者福祉資金による生活資金等の融資

勤労者福祉資金は、道内に居住する中小企業従業員（育児・介護休業者を含む）、非正規労働者、季節労働者及び離職者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療、教育等の生活資金を低利で融資する制度です。

## <収入が減少した方向け>

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した勤労者の方々を支援するため、一定期間、保証料を免除します。

## <離職者向け>

事業主都合で離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、さらに低利（年利：0.6%）で融資します。

## 収入が減少した方向け新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

### 【内容】

勤労者福祉資金の対象者で、中小企業で働く方、非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年（あるいは一昨年）同時期よりも収入が減少した方に対する融資の保証料を一定期間免除します。

- ・融資金額 120万円以内（融資期間8年以内）
- ・融資利率 年1.6%
- ・保証料率 免除（2021年9月申込受付分まで）  
※保証料率の免除 0.5% → 0.0%

### 【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

### 【留意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の事実確認は、取扱金融機関において申し込みされるご本人の申告をもって確認とさせていただきます。

## 事業主都合の離職者向けの低利融資

### 【内容】

事業主都合による離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、以下の利率により生活費等を融資します。

- ・融資金額 100万円以内（融資期間：5年以内）
- ・融資利率 年0.6%
- ・保証料率 免除

### 【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

### 【留意事項】

融資にあたっては、取扱金融機関の条件や審査があります。

### 【お問合せ先】

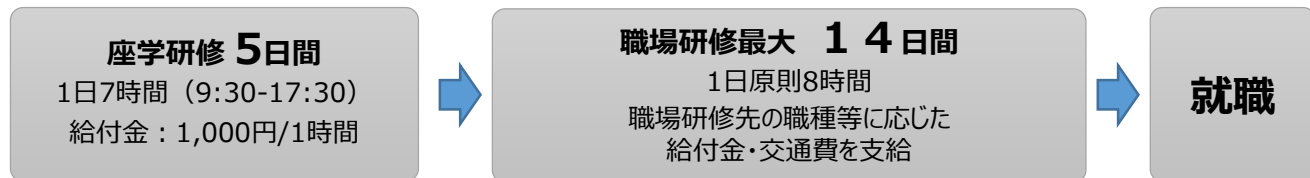
取扱金融機関に直接お問い合わせいただくか、北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所まで

# 給付金付座学・職場研修事業

離職を余儀なくされた非正規雇用労働者や就職氷河期世代、内定を得られず就職できなかった大学生等を対象に、それぞれの課題に応じた支援コースを設定の上、Webによる座学及び職場研修を行い、研修先で正社員等として就職できるよう支援します。

## 事業概要

### ◆ 支援フロー



- ・給付金は研修1日目から支給します。
- ・研修中は保育サービス（託児サービス）を利用した場合、利用料を補助をいたします。

### ◆ 事業内容

非正規雇用労働者等支援コース	就職氷河期世代支援コース	学卒未就職者支援コース
<b>○対象者</b> 北海道在住で、新型コロナウイルス感染症の影響等により求職中 ・または転職をお考えの方で、65歳未満の方(ただし35-46歳を除く)	<b>○対象者</b> 北海道在住で、新型コロナウイルス感染症の影響等により求職中 ・または転職をお考えの方で、35-46歳の方	<b>○対象者</b> 北海道在住で、令和3年3月に大学、短大、高等専門学校、専修学校、高等学校のいずれかを卒業し、正社員として就職したことがない方
<b>○日程</b> ・令和3年7月5日(月)-9日(金) ・令和3年8月2日(月)-6日(金) ・令和3年8月30日(月)-9月3日(金)	<b>○日程</b> ・令和3年7月26日(月)-30日(金) ・令和3年8月23日(月)-27日(金)	<b>○日程</b> ・令和3年7月12日(月)-16日(金) ・令和3年8月16日(月)-20日(金) ・令和3年9月6日(月)-10日(金)
<b>○開催場所</b> 道央（札幌市）、道南（函館市）、道北（旭川市）、十勝（帯広市）、道東・オホーツク（釧路市）		
<b>○事前説明会の開催</b> 研修参加前に事前説明会を開催し、等事業の概要と研修の流れについて説明いたします。研修参加をご希望される方にはエントリーシートを記入していただき、1人20分程度のプレ面談を行います。		

### ◆ お申込み方法

お電話またはホームページからお申込みください、フォームからのお申し込みは受付後、メール（または電話）にて事前説明会の日程のご案内をいたします。

※申込多数の場合、希望の日程での説明会・研修参加が難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<通話料無料> ☎0120-604-222（受付 / 平日9:00～18:00）

## お問い合わせ・お申込み

株式会社東京リーガルマインド 札幌支社（〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目-1 アスティ45）  
・通話料無料：0120-604-222 FAX 011-206-7921  
・メール：hk-koyou@lec-jp.com  
・URL：<https://public.lec-jp.com/nonRegularEmploymentSupport-hokkaidou/>

### 【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係  
TEL：011-204-5099

# テレワーク機器等の導入支援

厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」に上乗せ補助を行い、テレワーク用通信機器の導入等を支援します。

## 事業概要

### ◆ 事業内容

区分	内 容	
対象者	厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」に採択された事業者	
補助率	20%	厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」に上乗せ補助
上限額	65万円	

### <人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要>

区 分	内 容		
目 的	良質なテレワークの新規導入・実施による、労働者の人材確保や雇用管理改善等の推進		
対象者	新たにテレワークを導入する中小企業事業主		
対象経費	①テレワーク用通信機器の導入・運用 ②労務管理担当者、労働者に対する研修 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則等の作成・変更		
助成額・要件	機器等導入助成	助成率：30% 上限額：以下のいずれか低い方の金額 100万円 又は 20万円×対象労働者数	○以下のどちらかに該当 ・評価期間に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 ・評価期間に対象労働者のテレワーク実施回数が週平均1回以上
	目標達成助成	助成率：20% （※35%） 上限額：以下のいずれか低い方の金額 100万円 又は 20万円×対象労働者数	○以下両方を満たした場合に加算（令和4年度支給） ・評価期間後1年間の離職率≤計画提出前1年間離職率 ・評価期間後1年間の離職率≤30%

### ◆ 申込方法等

(道) テレワーク環境整備事業費補助金について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/03teleworkhozyo.htm>

(国) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html)

### 【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

TEL：011-204-5354

感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、北海道短期おしごと情報サイトを開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

**人材不足**の企業の皆様 **社会貢献・副業**したい皆様 **雇用維持**したい企業の皆様

## 北海道短期おしごと情報サイト をご活用ください

### 【活用方法】

北海道庁  
「短期おしごと情報サイト」  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



#### ① 求人情報登録

オンラインフォームで  
簡単登録（約5分）

求人情報一覧  
サイトからDL可

#### ② サイト閲覧

リストから条件に合う出向先を  
自由に選択可能

**人材不足の企業等**  
農業、食品加工業、運送等

③ 連絡・調整・就労  
短期バイト、出向契約等

**社会貢献・副業したい方**  
**雇用維持したい企業等**  
宿泊業、飲食業、製造業等



#### 【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。  
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

#### 【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

#### 【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課  
TEL：011-251-3896



# 北海道海外人材待機費用緊急補助金 (海外人材確保緊急支援モデル事業)



令和3年度海外人材確保緊急支援モデル事業

## 北海道海外人材待機費用緊急補助金 の申請受付を開始しました！

申請期間 **2021年4月1日～2022年3月18日**

※2021年3月17日入田/4月1日チェックアウト済みから2022年3月3日入田/3月18日チェックアウト済みまで

**！ 待機完了後、1カ月以内に申請を行ってください。**

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。

### 補助対象者

#### 外国人を雇用している道内企業

道内に所在する事業所において、海外人材（2021年4月1日以降に入田後の待機が完了し、「対象の在留資格」を持つ外国人）を雇用する法人又は個人

### 対象在留資格

① 技能実習 ② 特定技能

③ 経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（インターンシップ、EPA等）の内、「対象の14業種 ※1」で就労するもの

※1 介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食品製造分野、外食業分野

### 対象費用

水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費（実費）

（※2021年4月1日から2022年3月18日17時までに申請した分）

### 補助額

1人 **1万円** / 泊（上限）× **15泊**（上限）

特設サイトから必要書類をご確認ください。



特設サイト

URL <https://cbwk.net/duB>

キャリアバンク 海外人材待機費用 **検索**

お問い合わせ窓口

WEBからのお問い合わせ

フォーム URL <https://cbwk.net/iTb>



**011-251-5803**

電話受付時間 平日 9:00-17:00

✉ [gtk-info@career-bank.co.jp](mailto:gtk-info@career-bank.co.jp) FAX 011-231-5133

<事業主体> 北海道

<申請受付窓口> キャリアバンク株式会社 海外事業部

# 北海道異業種チャレンジ奨励金 (異業種チャレンジ奨励事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、離職者及び企業に支援金を支給することにより早期の就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援する。

今こそ  
ジョブチャレ  
北海道  
北海道で異業種にチャレンジ

異業種からの就職で  
奨励金 **30万円**

転居費用も上限  
**20万円**まで支給

## 主な支給要件

北海道内の事業所に、令和3年3月1日から令和3年11月30日までに、下記の対象職種の業務に主に従事する正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内に予備審査依頼を提出し、3ヶ月以上勤務した者。

## 対象となる職種

- 農林漁業の職業 ●建設・採掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ●医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ●介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ●自動車運転の職業
- 調理人 ●警備員 ●水産物加工 ●建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

## 予備審査依頼受付期間

令和3年4月1日⇒令和3年12月30日  
※ただし雇用から1ヶ月以内(消印有効)  
※令和3年11月30日までに正社員等として雇用される必要があります。

## ①求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

## ②企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。(新卒の方は対象外)

## 主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

## (予備審査依頼 提出期限例)

- ・○月1日雇用→翌月1日消印有効
- ・○月31日雇用→翌月30日消印有効

※「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約により雇用され、かつ、一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間と同じである労働者のこと。

(パートやアルバイトなどの短時間労働者は対象外)

※ 試用期間がある場合、試用期間も含めて1年以上の労働契約であること。1年未満の試用期間のみの労働契約は対象外。

お問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター

受付時間:月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

TEL:050-3629-4176

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します

E-mail:challenge\_contact@cc-hokkaido.jp

現在申請受付中

## 【お問合せ先】

今こそジョブチャレ北海道事務局

TEL:050-2369-4176

email:challenge\_contact@cc-hokkaido.jp

※詳細はHPをご覧ください。



# 道税の申告期限の延長・納税の猶予等

- 道税を一時に納税できない場合については、納税の猶予が適用される場合があります。
- 法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求等について、期限までに申告等することが困難な状況となり、提出が遅れるやむを得ない理由がある場合は、その期限が延長される場合があります。

## 猶予の要件

### ■徴収の猶予（地方税法第15条）

徴収の猶予は、納税者が災害を受けた等の事由によって、一時に納税できない場合に納税を猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして次のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、道税を一時に納税できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、道税を一時に納税できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、道税を一時に納税できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

### ■換価の猶予（地方税法第15条の6）

換価の猶予は、差押えをしている財産、又は今後差押えの対象となる財産を売却し換金することを猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合、次のすべての要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

- ① 道税の納税について誠実な意思があること（※1）
- ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと
- ③ 道税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（※2）

※1 「道税の納税について誠実な意思がある」とは、その道税を優先的に納税する意思を有していると総合振興局長等が認めることができることをいいます。

※2 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお、徴収金を一時に納税することにより、事業を休止し又は廃止させるおそれがある場合などをいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、道税を一時に納税することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

## 申請の手続

猶予を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収・換価猶予（期限延長）申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支明細書」  
猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 「担保提供書」及び担保の提供に関する関係書類（担保の提供が必要な場合）
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）  
医療費の領収書、廃業届、決算書など

書類の滅失、病気等による入院などで添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

## 申請の期限

- ① 換価の猶予：猶予を受けようとする道税の納期限から6月以内
- ② 徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。


詳細は道税ホームページまで

詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。



# 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

## 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
<b>経営・金融 特別相談室</b>  以下QRコード からもご確認 いただけます  	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスサポートデスク (ジェトロ北海道内)	平日：9:00～17:00	電話：011-261-7434

※国・関係団体の経営相談窓口については下記QRコードをご参照ください

【平日のご相談】

【休日のご相談】



# テレワークの導入など働き方改革の特別相談窓口

テレワークの導入や働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に「働き方改革関連特別相談窓口」を設置し、国と連携した**専門家**による相談・助言等を行います。

## 制度の内容等

（相談事例）

- ・働き方改革関連法への対応
- ・各種助成金の申請支援
- ・テレワーク導入時の労務管理
- など

（対応）

- ・道職員による相談（常設）
- ・専門家による巡回相談（月1回程度）
- ・専門家による個社支援（相談内容に応じ随時）

（費用）

- ・いずれの相談もすべて無料ご利用いただけます

## <連絡先及び7月の専門家巡回相談日>

設置場所	住 所	連絡先	7月の巡回相談(日時・会場)
空知総合振興局 商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061	27日（火）10時～16時 5階第2会議室
石狩振興局 商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827	26日（月）10時～16時 道庁別館5階中会議室
後志総合振興局 商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362	14日（水）10時～16時 2号会議室
小樽商工労働事務所	小樽市富岡1丁目14-13	0134-22-5525	14日（水）10時～16時 小樽商工労働事務所相談室
胆振総合振興局 商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588	19日（月）10時～16時 産業振興部打合せ室
日高振興局 商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281	13日（火）10時～16時 301号会議室
渡島総合振興局 商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457	27日（火）10時～16時 4階西棟ミーティングルーム
檜山振興局 商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643	29日（木）10時～16時 203号会議室
上川総合振興局 商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938	27日（火）10時～16時 203号会議室
留萌振興局 商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440	21日（水）10時～16時 103号会議室
宗谷総合振興局 商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528	26日（月）10時～16時 2階3号会議室
林-乃総合振興局 商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635	26日（月）10時～16時 3階1号会議室
十勝総合振興局 商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048	27日（火）10時～16時 4階D会議室
釧路総合振興局 商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183	27日（火）10時～16時 2階会議室
根室振興局 商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829	15日（木）10時～16時 中会議室
雇用労政課働き方 改革推進室	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階	011-204-5354	—

# 国の助成金に関する申請サポート窓口

本庁・振興局に設置した窓口において、国の支援策である「雇用調整助成金」の申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに申請できるようお手伝いします。

<b>雇用調整助成金</b>	休業手当等の一部（又は全部）を助成。 助成率：中小企業 4/5（最大10/10）、 大企業 2/3（最大3/4） ※助成率や上限額は対象期間によって異なる場合がありますので、 不明な点がある場合は右に記載する連絡先にご連絡ください。	北海道労働局（札幌圏）及び各ハローワーク 又は 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター：0120-60-3999
----------------	--	--

設置場所	住 所	雇用調整助成金 申請サポート窓口
本庁 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北3条西6丁目	【雇用労政課】 011-204-5353 011-204-5354
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡 1 丁目14-13	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
林-ツ総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829

※ 3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。  
 ※ 事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先が繋がらない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

- 開設時間：朝8時45分～夜17時00分（月～金※祝日除く）
- 注意事項
  - 当該窓口は、助成金の申請に向けた事前のアドバイスを行うものであり、申請を代行するものではありません。
  - 支給の可否や支給額といった国の判断が必要となるものなど、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

道では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、お問い合わせ内容に応じ、関係団体とも連携の上、各種相談窓口を開設しています。また、どこに相談すれば分からない方のため、ワンストップで受け付ける相談窓口も開設しています。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

One  
Stop!

## 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

～経営相談をワンストップで受け付けます～

- ☑制度や助成金がありすぎてよく分からない。
- ☑どこに連絡すればよいか分からない。
- ☑連絡したが、ここじゃないと言われた。



**そのお悩み、道庁でお受けします！**  
 中小・小規模企業の皆様に、担当部署や連絡先をご案内します。（簡単なご説明であれば、道の担当者がすぐにご説明します）

### 経営・金融相談

経営や資金繰りなど各種ご相談

### 雇用・労働相談

従業員の休業に関することなど各種ご相談

### 一時支援金

必要書類は？電子申請ができない。

### 事業再構築補助金

どんな要件？必要書類は？補助率は？

### 雇用調整助成金

休業計画とは？申請方法は？給付額は？

### 販路拡大

その他に活用できる補助金は？

### その他

まずはご相談下さい。

### 注意事項

極力ワンストップで対応できるように心掛けますが、国、商工団体、産業支援機関の制度に関しては対応できない場合もございます。その場合には、担当部署の連絡先をお伝えします。

## お問い合わせは最寄りの本庁・（総合）振興局へ！

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
杬-ツ管内にお住まいの方	0152-41-0636	杬-ツ総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

### 注意事項

- 当窓口ではご相談者が希望する場合、各種給付金や助成金の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、給付金の受取を約束するものではありません。
- 給付金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防の為、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

- 受付日時：月～金（土日祝除く）朝8時45分～夜17時00分
- URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>